

健康保険被扶養者（異動）届添付書類一覧

		必要書類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
			被扶養者現況書	世帯全員の住民票 (続柄省略不可)	在学証明書	課税(非課税)証明書	確定申告書・収入内訳書 または 確定申告書・青色申告決算書	年金振込決定通知書	退職日の証明(廃業届)	直近3ヶ月分給与明細書	戸籍謄本	預金通帳の写し(3ヶ月分) または 現金書留の控え(3ヶ月分)		
被扶養者														
被保険者との続柄	配偶者	同居	収入なし	○		○			△					
			収入あり		○		○	△	△		△			
		別居	収入なし	○	○		○			△		○	○	
			収入あり	○	○		○	△	△		△	○	○	
	子	義務教育終了まで	同居		○									
			別居		○							○		
		義務教育終了後の学生	同居	収入なし		○	○							
				収入あり		○	○	△		△		△		
			別居	収入なし		○	○						○	
				収入あり		○	○	△		△		△	○	
		その他	同居	収入なし		○		○			△			
				収入あり		○		○	△	△		△		
	別居		収入なし	○	○		○			△		○	○	
			収入あり	○	○		○	△	△		△	○	○	
	父・母	同居	収入なし		○		○			△		△		
			収入あり		○		○	△	△		△	△		
		別居	収入なし	○	○		○			△		○	○	
			収入あり	○	○		○	△	△		△	○	○	
	その他続柄	同居	収入なし	○	○	△	○			△		○		
			収入あり	○	○	△	○	△	△		△	○		
別居		収入なし	○	○	△	○			△		○	○		
		収入あり	○	○	△	○	△	△		△	○	○		
海外在住			別表参照											

		直近3ヶ月分給与明細書	課税(非課税)証明書	確定申告書・収入内訳書または確定申告書・青色申告決算書	年金振込決定通知書	産前産後休業・育児休業取得が確認できる証明書類(就労先が発行した証明書類等)
夫婦 共同扶養	被保険者	○	△	△	△	
	配偶者	○	△	△	△	△

(△印は該当者のみ必要となります。)

○離職後、雇用保険受給の有無を認定対象者に確認してください。

受給予定…被扶養者（異動）届の備考欄に「雇用保険受給予定」と記入してください。

受給延長…扶養認定2ヵ月以内に、「雇用保険受給延長通知書（写）」を提出してください。

受給しない…「**法第4条3項不該当**」のスタンプが押印されている「離職票（写）」または「雇用保険受給資格者証（写）」を提出してください。

受給終了…「支給終了」の印字がある「雇用保険受給資格者証（写）」を提出してください。

○送金については、手渡しおよび数か月分まとめての送金は不可。

○障害者の方は、身体障害者手帳（写）を提出してください。

☆その他、状況に応じて追加書類等をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

		必要書類	1	2	3	4	5	6
			現況申立書	続柄確認が 公的証明 ができる	公的機関 収入証明 または勤務先 の	公的証明 収入がない ことを証明 する	送金証明	同一世帯が 公的証明 書 確認できる
被扶養者								
海外 在住者	同一世帯	収入あり	○	○	○			○
		収入なし	○	○		○		○
	同一世帯でない	収入あり	○	○	○		○	
		収入なし	○	○		○	○	

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文が必要

【身分関係を確認する書類の例】

書 類	身分関係を確認する書類の例
中 国	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係証明書(続柄など) ・住民戸籍票(住所) ※自治体により対応が異なる可能性有
韓 国	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係証明書(日本の戸籍謄本にあたるもの) ・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)
ベトナム	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の戸籍謄本にあたるもの ・婚姻証明書(配偶者の場合) ・出生証明書(親子関係の場合)

【収入を確認する書類の例】

書 類	収入を確認する書類の例
中 国	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・自治体により対応が異なる可能性有
韓 国	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・管轄税務署発行の無所得証明書
フィリピン	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性有
ベトナム	(収入がある場合) <ul style="list-style-type: none"> ・勤務先から発行された収入証明書 (収入がない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・無収入の証明については決まったものがなく、自治体の窓口などで個別対応の可能性有